

# 筑紫野市美しが丘南公民館規則

## 第一章 総 則

### 【名称】

第1条 本公民館は、美しが丘南公民館（以下「公民館」という。）と称する。  
住所：筑紫野市美しが丘南3-501-64

### 【目的】

第2条 本公民館は、美しが丘南区に居住する住民のために教育、文化、福利厚生及び住民相互の親睦の各種事業を行い、住民の教育向上、健康増進、生活文化の振興、社会福祉増進に寄与することを目的とする。

### 【公民館活動】

第3条 本公民館は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 講習会、講演会、実習会、展示会等の開催
- 2 図書、記録、資料等を備え、その利用に供すること
- 3 保健体育の充実振興に関する活動
- 4 環境美化向上に関する活動
- 5 青少年の健全育成に関する活動
- 6 地域住民の福利厚生、融和及び親睦に関する活動
- 7 公民館運営の推進及び利用者への助成指導
- 8 平等の原則に伴う人権意識の高揚と普及の徹底化
- 9 公民館だより発行による地域住民への情報提供
- 10 その他、目的を達するために必要な活動

### 【運営委員会】

第4条 削除

### 【役員】

第5条 本公民館に次の役員をおく。

- 1 館長 1名
- 2 削除
- 3 主事 1名
- 4 削除
- 5 削除

### 【役員を選任及び任期】

第6条 役員を選任は次の通りとし、自治会員の中から選出する。

- 1 館長の選任及び任期は、自治会会則の定めによる。
- 2 主事は業務内容、勤務、手当等を明確にして公募し館長が決定し委嘱する。  
任期は2年とし、再任は妨げない。
- 3 削除
- 4 削除

### 【運営委員の選任及び任期】

第7条 削除

### 【役員の任務】

第8条 役員の任務を次の通り定める。

- 1 館長は、公民館の運営を統括する。
- 2 主事の業務内容を別途「細則2」に定める。

また、館長の意図を受けて本業務にあたる。

3 削除

4 削除

【公民館利用規定】

第9条 公民館の利用及び管理については、別途「公民館利用規定」に定める。

【公民館運営費】

第10条 公民館の運営管理に要する費用は、美しが丘南自治会の予算をもってこれに充てる。

【役員手当】

第11条 役員の手当は自治会定期総会承認のうえ、「細則1」に定める。

【会計】

第12条 削除

【決算報告】

第13条 削除

【規則の改廃】

第14条 本規則は、自治会定期総会の承認を受けて改廃することができる。

【定めなき事項】

第15条 本規則に定めない事項は、自治会役員会にて協議し、館長が決定する。

## 附 則

- 1 本規則は、定期総会(書面表決)承認後令和5年4月1日に遡って施行する。
  - (1) 本規則は、平成7年4月1日一部改訂
  - (2) 本規則は、平成10年8月9日一部改訂  
第5条、第6条、第8条、第13条
  - (3) 本規則は、平成13年5月13日一部改訂  
第5条、第6条、第8条、第11条及び細則1
  - (4) 本規則は、平成14年5月12日一部改訂  
第5条及び細則1
  - (5) 本規則は、平成17年4月29日一部改訂  
第5条、第6条
  - (6) 本規則は、平成23年4月29日一部改訂  
第1条、第2条、第5条及び細則1
  - (7) 本規則は、平成24年4月22日一部改訂  
第4条、第5条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条及び細則2
  - (8) 本規則は、平成25年4月21日一部改訂  
第6条、第15条及び細則1
  - (9) 本規則は、平成27年4月25日一部改訂  
細則1
  - (10) 本規則は、令和2年5月26日一部改訂  
第6条
  - (11) 本規則は、令和4年5月14日一部改訂  
細則1
  - (12) 本規則は、令和5年5月13日一部改訂  
細則1

## 細 則

### 細則 1 役員手当

- 1 館長 150,000円/年  
(但し、自治会役員が、館長を兼務する場合は、  
100,000円/年)
- 2 主事 20日/月×2.5時間/日×A円 円/月  
(A=直近の福岡県の最低賃金)  
※令和6年度はA=940円で47,000円/月
- 3 削除

### 細則 2 主事の服務

- 1 業務内容
  - (1) 公民館の企画運営及び事務等
  - (2) 公民館利用者の微調整
- 2 勤務時間
  - (1) 平日勤務を原則とする。  
特に定めない。  
但し、イベント等で上記以外の勤務をすることがある。
  - (2) 土曜日・日曜日・祝日・盆の4日間、年末年始の7日間及び12日間の年休は休日とする。  
但し、イベント等で休日に勤務する場合は代休を付与する。